

事 務 連 絡
令和 7 年 6 月 26 日

各 検疫所 御中

健康・生活衛生局食品監視安全課

器具及び容器包装の原材料に含まれる物質の含有量等に関する
安全性審査の手続について

今般、標記について、消費者庁次長から、別添のとおり各都道府県知事等宛てに通知されましたので送付いたします。

関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏がないようお取り計らいをお願いします。

別添

消食基第 392 号
令和 7 年 6 月 25 日

各
〔 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 〕 殿

消費者庁次長
(公印省略)

器具及び容器包装の原材料に含まれる物質の含有量等に関する
安全性審査の手續について

食品用の器具及び容器包装のポジティブリストに掲載されていない新規物質については、個別に申請を受け付け、内閣総理大臣が定める安全性審査の手續を経た旨を公表することにより使用可能とする仕組みを食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示（令和 7 年内閣府告示第 91 号）により導入したところです。

本日、器具及び容器包装の原材料に含まれる物質の含有量等に関する安全性審査の手續（令和 7 年内閣府告示第 102 号）を告示し、安全性審査に係る具体的な手續を定めました。告示の概要及び施行期日は下記のとおりですので、御了知の上、関係者への周知方よろしくお願ひします。

記

1 告示の概要

- (1) 食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）第 3 器具及び容器包装の A 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料一般の規格の 9 に規定する安全性審査の手續については、この告示の定めるところによるものとしたこと。
- (2) 内閣総理大臣は、器具及び容器包装の原材料に含まれる物質の当該原材料を使用して製造される器具若しくは容器包装に含有されることが許容される量又は器具若しくは容器包装から溶出し、若しくは浸出して食品に混和することが許容される量（以下「含有量等」という。）としての申請が、その物質の開発者等からあったときは、当該含有量等に係る安全性の審査を行うこととしたこと。

- (3) 安全性審査は、食品安全委員会の意見を聴いて行うものとしたこと。
- (4) 申請書の様式及び申請書に添付すべき資料を定めたこと。
- (5) 安全性審査の結果、人の健康を損なうおそれがあると認められない場合には、当該審査を経た旨を消費者庁のホームページにより公表するものとしたこと。
- (6) 内閣総理大臣は、安全性審査を経た旨を公表した内容について、新たな科学的知見が生じたときその他必要があると認めるときは、食品安全委員会の意見を聴いて再評価を行い、当該再評価の結果、人の健康を損なうおそれがあると認められる場合は、その旨を消費者庁のホームページにより公表するものとしたこと。

2 施行期日

告示の日から施行すること。